

# 公益社団法人山陽技術振興会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人山陽技術振興会(英文名:Sanyo Association for Advancement of Science & Technology)と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、科学技術関係者を糾合し、協力一致して総合科学技術の振興を確立し、もって産業の発展に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)科学技術関係者間の技術に関する情報交換、技術の公開並びに共同研究
- (2)講演会、講習会、研究会、協議会、見学会、展覧会等の開催
- (3)科学技術資料の頒布、雑誌の発行
- (4)科学技術政策並びに科学技術に関する調査、研究、広報
- (5)科学技術業績の表彰
- (6)科学技術および産業発展に資する人材の育成
- (7)その他この法人の目的を達成するに必要な事項

2 前項の事業は岡山県において行うものとする。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人は次の会員で組織し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会する次の会員とする。

A 法人会員

B 公共機関会員(官公庁、公社、公団、独立行政法人、特殊法人、学校法人、大学、学校、国立公立試験研究機関、任意団体等の公共機関)

- C 団体会員
- D 個人会員
- E 学生会員

3 名誉会員は、この法人に功労あり又は名望ある関係者の内より、会員総会の議決を得て、会長が委嘱する3人以内の個人とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体の会員は、この法人に対して権利を行使する代表者を定め、会長に届け出なければならない。

#### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年度、会員は会員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う会員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2)当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3)総正会員が同意したとき。

## 第4章 会員総会

### (構成)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4)定款の変更
- (5)解散及び残余財産の処分
- (6)その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第15条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

### (議決権)

第16条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (決議)

第17条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律

に於いて準用する同法第 58 条の要件を満たしているときは、総会の決議（書面決議）があったものとみなす。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の同意により指名した署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第 5 章 役員等

(役員等の設置)

第 19 条 この法人に、次の役員等を置く。

(1)理事 10 名以上 30 名以内

内 A. 会長 1 人

B. 副会長 5 人以内

(2)監事 2 名以内

(3)顧問 3 名以内

2 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3 この法人に功労ある会長経験者の内より、会員総会の議決により、名誉会長を置くことができる。

(役員等の選任)

第 20 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって正会員(法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする)のうちから選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 顧問は、この法人の目的達成に支援を与える学識経験者又はこの法人に功労のあった者の内より、理事会の推薦により、会長が委嘱する。常任の顧問として特別顧問を置くことが出来る。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### (理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長は、各事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (顧問の職務及び権限)

第 23 条 顧問は、この法人の運営、業務に関して、会長の諮問に答える。

#### (役員等の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、その再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、その再任を妨げない。

3 顧問の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、その再任を妨げない。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員等の解任)

第 25 条 理事、監事及び顧問は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員等の報酬等)

第 26 条 理事、監事及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事、監事および特別顧問に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)会長及び副会長の選定及び解職
- (3)理事の職務執行の監督

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律に於いて準用する同法第 96 条の要件を満たしているときは、理事会の決議（書面決議）があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (基本財産)

第32条 この法人の基本財産は、会員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承認を要する。

2 この法人は、第4条の事業を行うために特定費用準備資金及び特定の資産の取得または改良に充てるための資金を保有することができる。本資金の取扱規程については、理事会の決議により別に定める。

### (事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、当該事業年度の会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、さらに定時会員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 36 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岡山県において発行する山陽新聞に掲載する方法による。



## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は安井昭夫とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

定款制定 昭和24年 7月 1日

〃 認可 昭和25年 2月24日

〃 登記 昭和25年 3月15日

〃 変更認可 昭和51年 7月14日 理事、常務理事増員

〃 〃 平成11年 7月13日 常任副会長をおく

〃 〃 平成13年 6月15日 理事定員減

評議員、常務理事の廃止など

公益法人移行認定 平成23年 5月20日 定款変更を伴う

定款変更 平成28年 5月20日

定款変更 平成30年 5月22日 (第21条 4項を追加)

定款変更 令和元年 5月21日 第32条 2項を追加 (特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるための資金の保有に関する項を追加)

定款変更 令和2年 6月1日 第17条の改定、第19条の改定、第30条の改定[第17条に第2項を追加、第19条(1)理事定員 25名以上30名未満⇒10名以上30名未満、第30条 理事会の決議に第2項(書面決議に関する項)を追加]

定款変更 令和4年 5月26日 第34条の条文の一部改訂:「当該事業年度の」を追加して「会員総会承認の時期」を明確化